

臨海部における帰宅困難者用一時滞在施設の指定について

本市では臨海部における津波対策をはじめとした防災・減災対策を進めております。平成26年10月14日より、孤立化対策及び帰宅困難者対策として、臨海部に帰宅困難者用一時滞在施設を初めて確保しました。

1 概要

本市の臨海部には、埋め立てによって形成された人工島があり、トンネルや橋で内陸部と接続していることから、大地震の発生等により交通機関が運行を停止した場合や交通が遮断された場合には、島部が孤立し、一時的な訪問者等が滞留する可能性があります。そのため、大規模な災害時における来訪者の安全確保と混乱防止を目的として、帰宅困難者用一時滞在施設（以下「一時滞在施設」という。）を指定することとなりました。

2 一時滞在施設の役割

一時滞在施設では、可能な限り次の支援を行います。

- （1）帰宅困難者の受入及び保護（休憩場所の提供）
- （2）帰宅困難者への情報提供（交通情報や被害状況の情報等）
- （3）帰宅困難者への備蓄物（水やアルミシート）の配布やトイレ等の提供

3 確保した一時滞在施設

9施設（別紙「臨海部帰宅困難者用一時滞在施設一覧」参照）

4 一時滞在施設利用対象者

臨海部における一時滞在施設の利用対象者は、次のとおりです。

- （1）レジャーや観光目的の来訪者
- （2）島内を一時的に走行していた通過車両のドライバーや同乗者（高速道路利用者を含む）

5 平成26年度川崎臨海部広域防災訓練（帰宅困難者対策訓練）の開催について

（1）訓練日時

平成27年3月20日（金）14時00分～15時00分

（2）訓練開催場所

臨海部内の各一時滞在施設、川崎区役所

（3）訓練内容

- ・帰宅困難者対策用無線機による情報受伝達訓練
- ・一時滞在施設運営訓練（川崎マリエン）

臨海部帰宅困難者用一時滞在施設一覧

平成 2 7 年 2 月 1 日現在

	施設名称	所在地	要請可能時間
①	川崎市港湾振興会館 (川崎マリエン)	川崎区東扇島 38-1	9:00～21:00 (休館日を除く)
②	東扇島福利厚生センター (マリンプラザ)	川崎区東扇島 78-1	7:30～16:30 (平日)
③	浮島処理センター	川崎区浮島町 509-1	8:30～17:15 (平日)
④	かわさきエコ暮らし未来館	川崎区浮島町 509-1	9:00～16:30 (月曜日除く)
⑤	川崎市船客待合所	川崎区千鳥町 15-7	8:30～17:00 (平日)
⑥	大川町産業会館	川崎区大川町 9-2	9:00～17:00 (平日)
⑦	入江崎総合スラッジセンター	川崎区塩浜 3-24-12	8:30～17:15 (平日)
⑧	川崎エコタウン会館	川崎区水江町 6-6	9:00～16:00 (平日)
⑨	かわさきファズ	川崎区東扇島 6-10	9:00～17:00 (平日)

